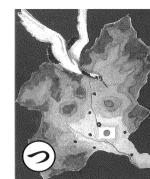




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月7日(水) 号外(第1号)

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(管財課)	2
<b>人事委員会規則</b>	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	2
<b>公安委員会規則</b>	
○群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	3

■規則

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三号

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

群馬県公有財産事務取扱規則(昭和六十一年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号口中「会計課長」を「装備施設課長」に改める。

附則

この規則は、平成三十年三月十六日から施行する。

■人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月七日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一警察の部警察本部の項中「監査指導官」を「監査指導官 施設指導官」に、

「指紋指導官 写真指導官」を「指紋指導官」に、「術科指導専門官」を「術科指導

専門官 専門共済指導員」に改め、同部警察署の項中「会計官」を「会計官 課長

(上席補佐)」に改める。

附則

この規則は、平成三十年三月十六日から施行する。

**■ 公安委員会規則**

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月7日

群馬県公安委員会委員長 丸山和貴

**群馬県公安委員会規則第2号****群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則**

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則(平成11年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「9課」を「10課」に、「会計課」を「会計課  
装備施設課」に改める。

第6条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(装備施設課の分掌事務)

第6条の2 装備施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察装備に関すること。
- (2) 自動車整備工場に関すること。
- (3) 警察施設の整備に関すること。
- (4) 財産(物品を除く。)の維持管理、取得及び処分に関すること。

第12条中第12号を第16号とし、第11号を第15号とし、同条第10号中「犯罪抑止対策室」を「特殊詐欺抑止対策室」に改め、同条第14号とし、同条第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、同条第7号中「組織犯罪対策第二課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条第11号とし、同条第6号中「組織犯罪対策第二課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条第10号とし、同条第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 犯罪の予防に関すること。
- (4) 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。
- (5) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (6) 群馬県犯罪防止推進条例(平成16年群馬県条例第45号)に関すること(知事及び教育委員会の所掌に属するものを除く。)

第19条中「7課」を「6課」に、「組織犯罪対策第一課  
組織犯罪対策第二課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第22条(見出しを含む。)中「組織犯罪対策第一課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号から第10号までを5号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

- (6) 暴力団対策室に関すること。
- (7) 薬物銃器対策室に関すること。

第22条の2を削る。

第42条を次のように改める。

**第42条 削除**

第43条の3を次のように改める。

(特殊詐欺抑止対策室)

第43条の3 生活安全企画課に、特殊詐欺抑止対策室を附置する。

- 2 特殊詐欺抑止対策室は、前橋市大手町一丁目に置く。
- 3 特殊詐欺抑止対策室の事務は、特殊詐欺の分析及び抑止対策に関することとする。

第46条の次に次の2条を加える。

(暴力団対策室)

第46条の2 組織犯罪対策課に、暴力団対策室を附置する。

- 2 暴力団対策室は、前橋市大手町一丁目に置く。
- 3 暴力団対策室の事務は、次のとおりとする。
  - (1) 暴力団等に関する情報の収集及び整理に関すること。
  - (2) 暴力団の追放に向けた啓発活動に関すること。
  - (3) 暴力団等による犯罪の被害者及び参考人等に対する保護対策に関すること。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく措置命令に関すること。
  - (5) 群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51号)に関すること(知事及び教育委員会の所掌に属するものを除く。)
  - (6) 暴力団犯罪の取締りに関すること。

(薬物銃器対策室)

第46条の3 組織犯罪対策課に、薬物銃器対策室を附置する。

- 2 薬物銃器対策室は、前橋市大手町一丁目に置く。
- 3 薬物銃器対策室の事務は、次のとおりとする。
  - (1) 麻薬、覚醒剤等薬物事犯の取締りに関すること。
  - (2) 拳銃等銃器事犯の取締りに関すること。

第50条の6の見出しを「(交通安全対策統括官)」に改め、同条第1項中「刑事部」を「交通部」に、「組織犯罪対策統括官」を「交通安全対策統括官」に改め、同条第2項中「組織犯罪対策統括官」を「交通安全対策統括官」に改め、同条第3項中「組織犯罪対策統括官」を「交通安全対策統括官」に、「組織犯罪対策」を「交通安全対策」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年3月16日から施行する。

(群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する規則の一部改正)
- 2 群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する規則(昭和45年群馬県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ひとり」を「一人」に、「警察本部警務部会計課」を「警務部装備施設課」に改める。

(群馬県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 群馬県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成27年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「刑事部組織犯罪対策第一課長」を「刑事部組織犯罪対策課長」に改める。

---

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---